②　共同企業体の代表者以外の構成員
　㈠　建物用途　病院、校舎・研究施設又は庁舎・事務所
　㈡　建物規模　鉄骨鉄筋コンクリート造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨造で、地上１階建て以上かつ延べ面積2,500㎡以上
ただし、経常建設共同企業体にあっては、構成員のうち１社が、上記①の施工実績を有し、その他の構成員は、上記②の施工実績を有すること。また、事業協同組合にあっては、事業協同組合としての上記①の施工実績を有すること。
⑸　建設業法（昭和24年法律第100号）上の建築工事業につき、許可を有しての営業年数が５年以上であること。ただし、相当の施工実績を有し、確実かつ円滑な施工が確保できると認められる場合においては、許可を有しての営業年数が５年未満であっても同等として取り扱うことができるものとする。
⑹　構成員の数は、２社又は３社とすること。
⑺　結成方法は、自主結成とすること。
⑻　構成員の最小出資比率は、均等割の10分の６を下回らない範囲とすること。
⑼　代表者は、施工能力が最大で、かつ出資比率が構成員中最も高い者とすること。
⑽　共同企業体の代表者は、次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に専任で配置できること。
①　一級建築施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。
なお、「これと同等以上の資格を有する者」とは、一級建築士の資格を有する者、技術士（技術士法による二次試験のうち、技術部門を建設部門とするものに合格した者）の資格を有する者又はこれらと同等以上の資格を有する者として国土交通大臣が認定した者であること。
②　平成11年度以降に、元請けとして完成・引渡しが完了した次の基準を満たす新営工事又は全面的（床、壁、天井）な改修工事を施工した実績を有すること。
　㈠　建物用途　病院
　㈡　建物規模　鉄骨鉄筋コンクリート造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨造で、地上２階建て以上かつ延べ面積5,000㎡以上
③　監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。
⑾　代表者以外の構成員については、上記６⑽①に定める国家資格を有する主任技術者又は監理技術者を当該工事に専任で配置できること。
⑿　文部科学省から「建設工事の請負契約に係る指名停止等の措置要領について」（平成18年１月20日付け17文科施第345号文教施設企画部長通知）に基づく指名停止措置（以下「指名停止措置」という。）を受けている期間中でないこと。
⒀　上記１に示した工事に係る設計業務等の受託者（協力を受ける他の建設コンサルタント等を含む。以下同じ。）又は当該受託者と資本若しくは人事面において一定の関連がある建設業者でないこと。
７　資格の有効期間
認定の日から当該工事の完成引渡しが完了する日までとする。ただし、落札者以外の者にあっては、当該工事に係る契約が締結される日までとする。
８　その他
⑴　企業体の名称は、「○○・○○特定建設工事共同企業体」とする。
⑵　同一の者が２以上の共同企業体の構成員となって申請することはできない。

競争参加者の資格に関する公示

佐賀大学（鍋島１）医病中央診療棟等改修その他機械設備工事に係る特定建設工事共同企業体（以下「特定ＪＶ」という。）としての競争参加者の資格を得ようとする者の申請方法について、次のとおり公示します。
平成 26 年 10 月 21 日
国立大学法人佐賀大学　学長　佛淵　孝夫
◎調達機関番号　415　◎所在地番号　41
○第５号
１　工事名　佐賀大学（鍋島１）医病中央診療棟等改修その他機械設備工事
２　工事場所　佐賀県佐賀市鍋島５丁目１番１号　佐賀大学鍋島１団地構内
３　工事概要　本工事は、佐賀大学医学部附属病院の中央診療棟等（鉄筋コンクリート造、地上３階建、改修面積7,210㎡）の改修機械設備工事を施工するものである。
４　工期　平成28年３月31日まで
５　特定ＪＶ競争参加資格審査申請書の受付期間及び受付場所
⑴　受付期間平成26年10月21日から平成26年11月12日までの日曜日、土曜日及び祝日を除く毎日、午前９時から午後５時まで（ただし、最終日の11月12日は午後１時まで。）。
⑵　受付場所　〒840―8502 佐賀県佐賀市本庄町１番地　国立大学法人佐賀大学環境施設部企画管理課総務主担当　電話0952―28―8968
６　特定ＪＶの構成員の数及び資格要件等
次に掲げる条件を全て満たしている者により構成される特定ＪＶであること。
⑴　国立大学法人佐賀大学契約事務取扱規程第３条及び第４条の規定に該当しない者であること。
⑵　会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後に一般競争参加資格の再認定を受けていること。
⑶　文部科学省において管工事の一般競争参加者の資格（会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定を受けた後に審査を受けた一般競争参加者の資格をいう。）を有し、「一般競争参加者の資格」（平成13年１月６日文部科学大臣決定）第１章第４条で定めるところにより算定した点数（一般競争（指名競争）参加資格認定通知書の記２の点数）が、共同企業体での参加の場合の構成員の代表者は1,100点（共同企業体の場合の構成員のうち代表者以外の構成員にあっては950点）以上であること。
⑷　平成11年度以降に、元請けとして完成・引渡しが完了した次の基準を満たす新営工事又は全面的（床、壁、天井）な改修工事に伴う機械設備工事を施工した実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。）。
①　単体又は共同企業体の代表者
　㈠　建物用途　病院
　㈡　建物規模　鉄骨鉄筋コンクリート造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨造で、地上２階建て以上かつ延べ面積5,000㎡以上
②　共同企業体の代表者以外の構成員
　㈠　建物用途　病院、校舎・研究施設又は庁舎・事務所
　㈡　建物規模　鉄骨鉄筋コンクリート造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨造で、地上１階建て以上かつ延べ面積2,500㎡以上
ただし、経常建設共同企業体にあっては、構成員のうち１社が、上記①の施工実績を有し、その他の構成員は、上記②の施工実績を有すること。また、事業協同組合にあっては、事業協同組合としての上記①の施工実績を有すること。
⑸　建設業法（昭和24年法律第100号）上の管工事業につき、許可を有しての営業年数が５年以上であること。ただし、相当の施工実績を有し、確実かつ円滑な施工が確保できると認められる場合においては、許可を有しての営業年数が５年未満であっても同等として取り扱うことができるものとする。
⑹　構成員の数は、２社又は３社とすること。
⑺　結成方法は、自主結成とすること。
⑻　構成員の最小出資比率は、均等割の10分の６を下回らない範囲とすること。
⑼　代表者は、施工能力が最大で、かつ出資比率が構成員中最も高い者とすること。
⑽　共同企業体の代表者は、次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に専任で配置できること。
①　１級管工事施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。
②　平成11年度以降に、元請けとして完成・引渡しが完了した次の基準を満たす新営工事又は全面的（床、壁、天井）な改修工事に伴う機械設備工事を施工した実績を有すること。
　㈠　建物用途　病院
　㈡　建物規模　鉄骨鉄筋コンクリート造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨造で、地上２階建て以上かつ延べ面積5,000㎡以上
③　監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。
⑾　代表者以外の構成員については、上記６⑽①に定める国家資格を有する主任技術者又は監理技術者を当該工事に専任で配置できること。
⑿　文部科学省から「建設工事の請負契約に係る指名停止等の措置要領について」（平成18年１月20日付け17文科施第345号文教施設企画部長通知）に基づく指名停止措置（以下「指名停止措置」という。）を受けている期間中でないこと。
⒀　上記１に示した工事に係る設計業務等の受託者（協力を受ける他の建設コンサルタント等を含む。以下同じ。）又は当該受託者と資本若しくは人事面において一定の関連がある建設業者でないこと。